

広島県告示第七百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年八月十五日までの間、縦覧に供する。

令和六年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道粟根神辺線	福山市神辺町大字新徳田字一丁目三七番一地从先から福山市神辺町大字新徳田字一丁目三八番一地从先まで	令和六年八月一日